

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和9年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約4,118千円（税込）です。

3 提案資格

次の(1)、(2)及び(3)のすべてを満たすことを要します。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ種目に「印刷物企画デザイン」を第1位で登録する市内中小企業であること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (3) 令和3年4月1日以降に月1回以上の頻度で定期的に発行する広報紙を12か月以上連続で作成した実績があること。

4 参加に係る手続き

- (1) 参加意向申出書（様式1）及び実績記入票の提出期限

ア 提出期限 令和8年10月8日（木）16時まで（必着）

イ 提出方法 持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便としてください。電子メールの場合は、送信後、電話にて到達確認を行ってください。）

ウ 提出先 緑区区政推進課広報相談係

所在地 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

電 話 045-930-2220

メール md-home@city.yokohama.lg.jp

担 当 川口、宮本

- (2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を「提案資格確認結果通知書（様式2）」により通知します。

ア 通知日 令和8年10月16日（金）17時まで 電子メール

提案資格が認められた者に、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）」並びに提案書作成に使用する資料「プロポーザル提案作品作成上の注意」、「プロポーザル提案作品原稿」及び所定の提出様式を送付します。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は令和8年10月23日（金）17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は令和8年10月30日（金）までに説明を求めた者に対し書面によ

り回答します。

5 質問書（様式 4）の提出

本要領及び業務説明資料等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 27 日(火) 17 時まで（必着）
- (2) 提出先 4 (1)ウと同じ
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答日及び方法 令和 8 年 11 月 4 日(水) 17 時まで 電子メール

6 提案書の内容

(1) 提案書

4 (2)アで送付する「プロポーザル提案作品作成上の注意」、「プロポーザル作品提案原稿」及び所定の提出様式に基づき作成するものとします。

(2) 作成物

次の項目に関する提案を所定の様式に記載し、アを表紙として提出してください。

	作成物	サイズ及び部数
ア	提案書（提出様式 1）	A4 判縦 1 部
イ	実施体制等記入票（提出様式 2）	A4 判縦 1 部
ウ	ワークライフバランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する取組記入票（提出様式 3）	A4 判縦 1 部
エ	プロポーザル提案作品（7 部は表紙を付けずに提出）	A3 判 3 枚 8 部

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 6 (2)のとおり
- イ 提出先 4 (1)ウと同じ
- ウ 提出期限 令和 8 年 11 月 11 日(水)17 時まで（必着）
- エ 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は書留郵便としてください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定のデザイナー（プロポーザル提案作品作成者）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和8年11月26日(木)13時～17時のうち30分程度
- (2) 実施場所 緑区役所
- (3) 出席者 プロポーザル提案作品作成者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	緑区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和9年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	緑区副区長 緑区総務課長 緑区地域振興課長 緑区税務課担当課長 (区会計管理者) 緑区福祉保健課長 緑区生活衛生課長	緑区総務課長 緑区地域振興課長 緑区区政推進課長 緑区福祉保健課長 緑区こども家庭支援課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を「結果通知書(様式5)」により通知します。

- (1) 通知日 令和8年12月18日(金) 17時まで 電子メール
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、令和8年12月25日(金)17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
本市は令和9年1月8日(金)17時までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽

の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

(8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 本業務は、令和9年度横浜市予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。